

人を対象とする研究倫理審査申請を必要としない研究に関する申し合わせ  
(非該当基準)

2021年3月2日 制定  
2021年11月16日 改正

摂南大学人を対象とする研究倫理審査委員会は、下記のいずれかに該当する研究を、当委員会への倫理審査申請を必要としない研究とすることを申し合わせる。

記

1. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html> 「第3 適用範囲 1 適用される研究」の『この指針の対象としない』研究に該当する研究例)
  - ・法令の規定により実施される研究
  - ・既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。）のみを用いる研究
2. 審査日の時点で既に開始（データの収集を開始されている等）されている研究

以上

この申し合わせの改廃は、摂南大学人を対象とする研究倫理審査委員会において決定する。